平成３０年（フ）第２１号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井東１番地１
債務者　島田　利夫
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第５３号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田2770番地３
債務者　中島ノリ子
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第８９号
茨城県筑西市甲727番地　サンロード211
債務者　飯山　英子
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１５３号
山梨県甲府市城東２丁目25番21号
債務者　奥野　夏子
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
長野県諏訪郡原村17217番地1437
債務者　若山志げ子
１　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第２７１号
兵庫県尼崎市富松町１丁目33番15号　メルベールマウンテンヴィレッジ214号
債務者　中　　浩子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２７８号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目６番27号　ヴィラスリースター205号、前住所兵庫県姫路市栗山町53番地　ロイヤルコーポ姫路栗山1103
債務者　阪本　知洋
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２９７号
兵庫県西宮市今津曙町９番23―201号
債務者　水野　　満
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６２号
鳥取県鳥取市吉成１丁目７番26号　大倉アパート101号
債務者　川上　正敏
１　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６７号
鳥取県鳥取市行徳２丁目704番地11、旧住所鳥取県鳥取市西品治90番地１
債務者　寺垣恵津子
１　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７３号
松江市古志原７丁目１番１号　コーポコシバラ１号棟16号室
債務者　岡本　正雄
１　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
広島県呉市本町18番14号
債務者　飯田　　実
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第６５号
愛媛県松山市宮西２丁目２番42号
債務者　中田　修二
１　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７１号
愛媛県松山市南久米町255番地１　サニーフラット久米205号
債務者　河　　龍一
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７６号
愛媛県松山市福音寺町８番地１　エコール久米311号
債務者　福田　裕之
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松山地方裁判所民事部